平成２７年（フ）第２６６号
仙台市太白区長町南２丁目13番36―303号、開始決定時の住所盛岡市新田町５番35―317号
破産者　高橋　一志
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２６７号
仙台市太白区長町南２丁目13番36―303号、開始決定時の住所盛岡市新田町５番35―317号
破産者　高橋　朋子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３５号
茨城県潮来市水原347番地
破産者　高須加代子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２３４号
群馬県伊勢崎市東小保方町4581番地17
破産者　眞下　　實
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１２号
群馬県吾妻郡長野原町大字大津156番地
破産者　山口由美枝
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２２２号
埼玉県熊谷市御正新田1215番地９、旧住所埼玉県熊谷市樋春1954番地５
破産者　今野　隆生
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５６号
埼玉県行田市大字持田2117番地４　乙川アパート202
破産者　川崎　　茂
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５２５号
横浜市港北区大曽根１丁目１番６号　アーベインヒル大倉山203
破産者　木村　友香
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３８号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目17番26号　サンハイツ香川202、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市赤羽根351番地103号
破産者　原　　正三
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６９１号
神奈川県鎌倉市佐助２丁目23番７号　サンハイツ　203
破産者　春藤　光二
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８１号
神奈川県茅ヶ崎市今宿243番地３－１－101号今宿住宅
破産者　五十嵐信夫
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８２号
神奈川県茅ヶ崎市今宿243番地３－１－101号今宿住宅
破産者　五十嵐由美子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０３０号
横浜市神奈川区立町15番地７　稲村メゾネット１号、開始決定時の住所横浜市鶴見区東寺尾６丁目１番11―104号
破産者　塚越　　誠
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２９９号
横浜市南区永田みなみ台２番９―711号
破産者　中津　裕善
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３５号
川崎市麻生区片平３丁目15番11－２号
破産者　平井　展康
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６０７号
川崎市麻生区はるひ野２―20―16、住民票上の住所川崎市麻生区上麻生２丁目２番19号
破産者　富田　啓子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６１３号
川崎市麻生区上麻生６丁目29番50―103号
破産者　山本　新吾
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
神奈川県三浦郡葉山町一色777番地　B
破産者　坂口　幸雄
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２２７号
神奈川県三浦郡葉山町上山口2192―２、住民票上の住所神奈川県三浦郡葉山町上山口2192番地
破産者　宮川　政之
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部